

浅川町魅力発信業務(情報発信コンテンツ制作)仕様書

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。
提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待しており、そのため優先交渉権者特定後、企画提案内容等により本仕様書の内容を一部変更(追記等)する場合がある。

1 業務名称

浅川町魅力発信業務(情報発信コンテンツ制作)

2 業務目的

「浅川の優味米」及び農作物生産者に密着した町の食の魅力と安全性を伝えるコンテンツと、浅川町の観光資源などの魅力を伝えるコンテンツを制作し、首都圏在住者に町の1次産品の風評払拭と町の魅力を広く発信することを目的とする。

3 特記事項

本業務は、「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））第3回事業申請分（A 地域の魅力発信事業）」の交付を受け実施するもので、当該補助事業の趣旨を理解した上で、上記補助金の交付要綱等を遵守し、また、上記補助金の町の事業計画に沿って業務を実施すること。

4 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

○浅川町魅力情報発信コンテンツ制作・発信

「浅川の優味米」及び農作物生産者と密着した町の食の魅力と安全性を伝えるコンテンツ、ならびに浅川町の観光資源などの魅力を伝えるコンテンツを制作し、首都圏在住者へ町の魅力を発信する。

主な業務項目は下記の通りとする。

- （1）地域の食材や農産物に関心の高い料理系インフルエンサーや発信力のあるタレントと生産者が密着した町の1次産品の魅力と安全性を伝える動画コンテンツの制作・発信
- （2）発信力のあるタレント等による浅川町の観光資源などの魅力を伝える動画コンテンツの制作・発信
- （3）動画コンテンツの企画・撮影・編集
- （4）動画コンテンツの首都圏でのPR発信

6 成果品

- （1）データを格納したDVD-Video形式のディスク1枚

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、業務期間中、町と十分協議・打合せを行いながら誠意をもって本業務を遂行することとし、協議・打合せを行った際は、その都度会議録を作成の上、町に提出するものとする。
- (2) 本業務に必要な資料のうち、町が所有し業務に活用することができる資料は受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに町に返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (3) 受託者は、改正個人情報保護法を遵守し、町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (5) 本業務の成果品の著作権については、町と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 受託者は町の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (7) 業務完了後に過失・疎漏等により不良箇所が発見された場合は、町の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。
- (8) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議を行い決定するものとする。また、冒頭記載のとおり、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案するものとする。